

MINISTRY OF
HEALTH, LABOUR
AND WELFARE

厚生労働省 業務ガイド 2019



ひと、暮らし、
みらいのために



〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
電話:03-5253-1111(代表) www.mhlw.go.jp

事務次官からのメッセージ

厚生労働行政は、「ゆりかごから墓場まで」という言葉に象徴されるように、一人ひとりの一生に寄り添う、最も身近な行政です。

医療、介護、子育て支援、年金、労働、福祉など、主な分野を列挙するだけで、どれほど国民生活に密着していて、どれほど幅広い分野に取り組んでいるかということを感じていただけたと思います。すべての国民の皆さんの「くらし」と「しごと」の安心を確保するとともに、若者・高齢者、女性・男性、障害や難病のある方など、誰もが安心と生きがいを感じられる「全ての人が活躍できる社会」の構築に向けて、日々仕事をしています。

世界に誇ることでできる国民皆保険、皆年金の仕組みを維持し、健康先進国として「世界」をリードする。そしてすべての人が、やりがいと生きがいを持ってその人らしく暮らせる「地域」を創っていく－厚生労働行政は、幅が広く、責任の重い、そしてダイナミックな行政です。厚生労働省の日々の仕事は、世の中をより良く変えていくチャレンジでもあります。

現在、日本は少子高齢化・人口急減という、歴史上まれにみる課題に直面しています。その中で、厚生労働省の果たすべき役割と責任は大きく、予算を見ても約34兆円と国の一般歳出の半分以上を占めています。今を生きる国民の皆さんだけでなく、皆さんの子どもや孫の世代である将来の国民の皆さんにも「この国に生まれて良かった」と思ってもらえるよう、厚生労働省職員約32,000人が一丸となって、国民に信頼をされる仕事に力を尽くしていきたいと思えます。



厚生労働事務次官

鈴木俊孝

CONTENTS

- P03 人の一生を支える仕事
- P05 医政局
- P07 健康局
- P09 医薬・生活衛生局
- P11 労働基準局
- P13 職業安定局
- P15 雇用環境・均等局
- P17 子ども家庭局
- P19 社会・援護局
- P21 老健局
- P23 保険局
- P25 年金局
- P27 人材開発統括官
- P29 政策統括官（総合政策担当）
- P31 政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）
- P32 大臣官房
- P35 組織図

人の一生を支える仕事

すべてのライフステージを厚生労働省とともに

厚生労働省のミッションは、生まれながら老後まで、一人ひとりが安心して一生を送ることができる社会をつくること。それは、同時に日本の経済発展の基盤を支えることでもあります。ひととくらしを見つめ、未来にわたってこの国を支えていくために、様々な取組を進めています。

医療

すべての人のための医療を目指す

医療保険制度の未来を切り拓く

P05 ▶ 医政局

P23 ▶ 保険局

健康増進・ 疾病対策

すべての人の健康を守り、支える

P07 ▶ 健康局

医薬品・ 食品の安全

医薬品と食品の安全を守る

P09 ▶ 医薬・生活衛生局

雇用環境 改善

誰もが活躍できる多様な雇用環境をつくる

P15 ▶ 雇用環境・均等局

労働条件 確保

職場の労働条件、安心・安全を守る

P11 ▶ 労働基準局

雇用政策

自分らしく「働く」を実現する

P13 ▶ 職業安定局

赤ちゃん



子ども・学生



社会人



結婚・出産・子育て



定年



老後



子ども・ 子育て支援

子育て世代を応援し、子どもたちの笑顔を守る

P17 ▶ 子ども家庭局

職業能力 開発

「人づくり」を通じて経済社会の発展を実現する

P27 ▶ 人材開発統括官

障害者支援/ 社会・援護

地域共生社会を実現する

P19 ▶ 社会・援護局

介護保険

住み慣れた地域での自分らしい暮らしを支える

P21 ▶ 老健局

年金

100年先まで続く「世代間の支え合い」を実現する

P25 ▶ 年金局

医政局

Health Policy Bureau

すべての人のための医療を目指す

Our Mission

急速な少子高齢化に伴う疾病構造の多様化、医療技術の進歩等、医療を取り巻く環境が変化する中で、すべての人が良質かつ適切な医療を受けられるよう、質が高く効率的な医療提供体制の構築、これを支える医療人材の育成・確保、医薬品・医療機器等分野の研究開発・産業振興に取り組んでいます。

部局の所掌分野

地域における医療提供体制の確立

医療資源に限られる中、すべての人が良質かつ適切な医療を受けられるよう、病床の機能分化・連携の推進(地域医療構想)や地域包括ケアシステムを構成する在宅医療サービスの充実等を目指した取組を行っています。

医療人材の育成・確保

医師、歯科医師、看護師等医療を担う人材を育成するとともに、病院、診療所等における勤務環境の改善や看護職員の復職支援といった、医療従事者の定着・離職防止に係る取組を行っています。

医薬品・医療機器等に関する研究開発支援

医薬品・医療機器の開発には多大な時間や資金を必要とすることから、日本医療研究開発機構等を通じた研究開発の支援を行っています。また、再生医療、ゲノム医療等最先端技術の研究開発の支援を進めています。

医薬品・医療機器等に関する産業振興

医薬品・医療機器産業、再生医療等製品産業は日本の経済成長を牽引することが期待されている産業の一つです。産業界の要望を踏まえた産業振興や医療系ベンチャー企業支援等を進めています。

国立高度専門医療研究センター(ナショナルセンター)の運営

国民の健康に重大な影響のある特定の疾患について高度先駆的な研究開発や医療の提供、人材育成等を担うナショナルセンター(国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター)の運営管理を行っています。

政策紹介

01 将来に向けた医療提供体制の構築

高齢化や医療技術の発展に伴い、治療中心の医療だけでなく、慢性期疾患治療や在宅医療等による病気と共存した生活の質の向上が求められる等、医療ニーズが多様化・複雑化しています。このような状況に対応するため、病床の機能ごとの将来の必要量等、地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を地域医療構想として策定し、病床の機能分化・連携や在宅医療等の充実を図っています。こうした取組を通じ、日本の将来に対応できる医療提供体制の構築に取り組んでいます。



▲医療と介護の一体的な改革に係る主要な取組のイメージ

02 医薬品・医療機器産業等におけるイノベーションの促進

日本は数少ない新薬創出国であり、最先端のものづくり技術を有するため、医薬品・医療機器産業は、経済成長を担う産業として期待されています。近年は、高度な科学技術を革新的な医薬品等の創出につなげるベンチャー企業の役割が重要となっています。こうした中、「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2018」を開催し、医療系ベンチャーへの理解を広げる等の取組を進めながら、革新的な医薬品、医療機器、再生医療等製品の開発・実用化を推進しています。



▲ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2018

03 災害医療への対応

近年も、平成30年7月豪雨、大阪北部を震源とする地震、平成30年北海道胆振東部地震が発生するなど災害大国の我が国において、災害発生時に国民の生命、安全、健康を守るため、災害派遣医療チーム(DMAT: Disaster Medical Assistance Team)の養成及び災害時の派遣調整、医薬品流通の確保等を行っています。



▲災害時にも活用されるドクターヘリ

Hot Topics

医師の働き方改革

現在、勤務医には長時間労働の実態がありますが、将来にわたり必要な医療が提供される社会を維持するには、医師が健康に働き続けられる環境の整備が必要です。このため、病院のマネジメント改革や、医師の業務を他の専門職が分担するチーム医療の推進を通じて、地域医療や医療の質を確保しつつ、医師の健康を守る「医師の働き方改革」を進めています。同時に、医療サービスの受け手である患者・国民の立場からも、上手な医療のかかり方を考える取組を広めています。

人生会議の普及・啓発

人生の最終段階においては、約70%の方が医療・ケアなどを自分で決めたり望みを人に伝えたりすることができなくなると言われています。自分が望む生を全うするために、年齢を問わず人生の最終段階における医療・ケアについて、事前に家族等や医

療・ケアチームと繰り返し話し合う取組が重要です。その取組の普及に向けて、愛称を「人生会議」、11月30日(いい看取り・看取られ)を「人生会議の日」と設定し、今後も「人生会議」の普及を進めていきます。



▲愛称選定委員会で「人生会議」と発表

健康局

Health Service Bureau

すべての人の健康を
守り、支える

Our Mission

国民の皆さんの健康寿命の延伸が図られ、一人ひとりが健康で質の高い生活を送り、それぞれの能力を発揮して活躍できる社会の実現に向けて、健康局では、健康づくりやがん対策、公衆衛生対策に全力で取り組んでいます。また、難病の克服と患者の方々の地域社会での共生を後押しし、国内外で発生する感染症には、様々な事態を想定して備えを充実させています。

部局の所掌分野

健康づくり

健康寿命を延ばし、誰もがより長く元気に活躍できる社会を目指して、生活習慣病予防等を推進しています。企業や地域を巻き込み、健康な食事や運動ができる環境整備など健康づくりの取組を支援しています。

がん対策

がんの克服を目指して、がんに関する正しい知識を持ち、避けられるがんを防ぐことや、さまざまながんの病態に応じて、いつでもどこにいても、安心かつ納得できるがん医療や支援を受け、尊厳を持って暮らしていくことができるよう、取組を進めています。

感染症対策

国境を越えて人類を脅かす感染症から国民の皆さんを守るため、検疫体制の強化や予防接種の徹底、治療薬の研究開発の推進、抗菌薬の適正使用等に取り組んでいます。



AMR対策啓発ポスター
(2017.9~2018.3)
© 創通・サンライズ

難病対策

治療法が確立していない希少な疾病を患っている方々が、長期の療養生活を送りながらも、地域で安心して暮らせるよう、医療費の助成、早期診断と医療環境の整備、治療法の開発に向けた研究の促進に取り組んでいます。

政策紹介

01 望まない受動喫煙のない社会へ

他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることを「受動喫煙」といいます。受動喫煙をうけると肺がんなどのリスクが上昇します。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックも契機として、望まない受動喫煙を防止するため健康増進法の改正がなされました。国民の皆さんの健康増進につながるよう、対策を進めています。



02 がんを知り、がんの克服を目指す

がんは、昭和56年以降、我が国における死因の第1位であり、生涯のうち2人に1人ががんになるとされています。がんは依然として国民の生命と健康にとって重大な課題です。

がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定したがん対策推進基本計画に基づき、「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」を柱に、対策を進めています。

がんの克服を目指し、今後もがん対策に全力で取り組んでいきます。

03 感染症の発生・蔓延を予防し、
国民の安心・安全を支える

鳥インフルエンザやエボラ出血熱など人・モノの国際的な移動の活発化に伴い感染症の危機は国境を越えて迫っています。これまでも検疫所の機能強化による流入防止、国内発生時の行政や医療機関の対応力強化に取り組んできましたが、さらに、東京オリンピック・パラリンピックに向け取組を強化します。

国民の皆さんには平時から感染症に対する正しい知識の普及と予防接種等の予防策を推進することで、安心・安全の確保に努めています。特に、平成30年7月頃から風しんの患者数が増加したため、これまで予防接種法による定期接種を受ける機会が

なかった男性に対して抗体検査と予防接種を組み合わせ実施する新たな対策を取りまとめ、推進しています。

さらに、近年世界的な問題となっている抗生物質の効かない薬剤耐性菌については、アジアのリーダーとして各国を主導して薬剤耐性(AMR)対策を行っています。



咳エチケット啓発ポスター
(2017.12~2019.3)
© 諫山創・講談社/
「進撃の巨人」製作委員会



風しん対策啓発ポスター
(2019.2~)
© 北条司/NSP・
「2019 劇場版シティーハンター」
製作委員会

Hot Topics

がん免疫療法

平成30年、本庶佑先生がノーベル生理学・医学賞を受賞されました。がん免疫療法の研究が、がんにも苦しむ方々に大きな希望をもたらしています。

厚生労働省としても、引き続き、がん対策推進につながるがん研究を積極的に支援していきます。

ナイトヨガ

平成30年9月には「健康増進普及月間」のイベントとして「ナイトヨガ」を神宮球場で開催しました。約1,000人の方に普段は入れない神宮球場のグラウンドで、ヨガを楽しんでいただきました。これからは、厚生労働省では、スポーツ庁とも連携しながら、男女を問わず、運動をはじめのきっかけづくりを進めていきます。



神宮球場でナイトヨガを楽しむ参加者の皆さん

我が国で製造、販売される医薬品・医療機器等の承認審査や安全対策、薬局・薬剤師制度の整備等を通じて、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保に取り組むとともに、保健衛生上の危害の発生・拡大の防止に取り組んでいます。また、食品の規格基準の策定や監視指導、生活衛生の向上、安全な水道水の供給等を通じて、国民の安全・快適な生活の実現に取り組んでいます。

部局の所掌分野

医薬品・医療機器等の安全性確保

承認・認証審査や安全対策等を通じ、性状・形状が多岐にわたる医薬品・医療機器の品質、有効性及び安全性を確保しています。

薬局・薬剤師制度の整備

薬局・薬剤師制度等の企画・立案を通じ、医薬品の適正な使用を推進するとともに、安全・安心な薬物療法を受けることができる環境の実現を目指しています。

食品の安全の確保

食品に関連する科学技術の進展、食品流通の国際化、食生活の多様化等に柔軟に対応して、我が国における食品の安全を確保しています。

安全な水道水の確保

水道事業の認可、水質基準の策定等の水道に関する制度の運用や水道管の耐震化への財政支援等に加え、災害時には断水被害への対応も行っています。

生活衛生関係営業の振興等

理容師・美容師の資格制度や旅館・ホテル営業の許可制度等、生活衛生関係営業の衛生規制と振興に加え、建築物の衛生的環境の確保等を担っています。

政策紹介

01 最先端の医薬品・医療機器等を世界に先駆けて医療現場に届ける

知識集約型・高付加価値型の産業である医薬品・医療機器産業や日本が最先端に行く再生医療技術の発展は、成長戦略の重要な柱の一つです。課題となっていたドラッグラグ、デバイスラグは、様々な取組によって既に過去のものとなっており、現在は最先端の医薬品・医療機器等を世界で最も早く患者の方々に提供することを目指した取組に力を入れています。また、現在は、ロボット・AI・ゲノム技術の実用化や、再生医療技術の進展等に伴い、従来の枠にあてはまらない優れた製品の開発が進められています。このような動きに対応し、安全で高品質な製品がスムーズに開発・承認され、医療現場でいち早く利用されるようにするため、適切な規制環境を整えています。



HAL医療用下肢タイプ▶
(歩行機能を改善する医療機器)

02 食品衛生管理水準の向上と国際標準化を推進する

国民が日々安心して食品を口にできるよう、科学的根拠に基づき、食品中の残留農薬等の規格や製造方法等の基準の策定、国内流通食品の監視指導、輸入食品の安全性確保に向けた取組を進めています。平成30年度には、15年ぶりに食品衛生法の大きな改正を行いました。食のグローバル化等の環境変化を踏まえ、衛生管理の水準の向上や国際標準化を図るため、原則、全ての事業者にHACCP(ハサップ。食品の製造工程における食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を分析、評価、管理する国際標準手法)による衛生管理を義務づけることや、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度(使用を認められた物質以外は原則使用禁止する仕組み)が我が国にも導入されることとなりました。



▲食品の輸出国調査の様子

03 水道を将来世代に引き継ぐための基盤を強化する

日本の水道は約98%の普及率を誇り、蛇口をひねれば、いつでも「安全でおいしい水」を飲むことができます。

しかし、老朽化した水道施設の更新や耐震化が遅れ、漏水事故や断水のリスクが高まっているとともに、人口減少社会を迎えて経営状況が悪化し、小規模で脆弱な水道事業者では水道サービスを継続できないおそれが生じるなど、深刻な課題に直面しています。厚生労働省では、こうした課題に対応し、水道を将来世代に確実に引き継ぐため、複数の市町村が連携して事業を行う「広域連携」や計画的に水道管の更新や耐震化を進める「適切な資産管理」、民間の技術やノウハウを活用する「官民連携」等を推進しています。



▲安全・安心な水道を次世代に引き継ぐ

Hot Topics

薬物の乱用防止

近年、インターネット上での誤った情報の流布を背景とした大麻の乱用が若年層を中心に広がっているとともに、覚せい剤事犯における再犯率の増加等が問題となっています。これらの状況を踏まえ、平成30年8月に策定された「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、薬物に対する強力な取締りや広報啓発といった取組を日々進めています。



新たな外国人材の受け入れ

深刻化する人手不足に対応するため、2019年4月から、一定の専門性・技能があって即戦力となる外国人材を受け入れる新たな仕組みが始まります。建築物の内部を清掃するビルクリーニング分野は、人手不足が加速化しており、この新たな受け入れ制度の対象業種となっています。外国人材の受け入れに向けて、現在、技能試験の準備等に取り組んでいます。



労働基準局

Labour Standards Bureau

職場の労働条件、
安心・安全を守る

Our Mission

働く方の立場に立って、安心・安全で、働きがいのある職場環境づくりを支援することが労働基準局の使命です。少子高齢化による労働力人口の減少、技術革新など、労働を取り巻く環境が大きく変化する中、働く方が多様な働き方を選択でき、その意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることは、ますます重要になっています。このため、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現など、「働き方改革」を実行していきます。

部局の所掌分野

労働条件の確保

労働基準法や最低賃金法などの法令で定められた労働時間や賃金といった労働条件の最低基準が守られるよう取り組んでいます。

労働契約のルールづくり

使用者と労働者の間の労働契約の成立、変更、終了等が円滑に行われるよう、基本的なルール(使用者が労働者を解雇する場合の規制など)を定めています。

賃上げに向けた支援

中小企業が賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上や業務改善のための相談支援や助成などの支援を行っています。

安心・安全な職場環境

安心して安全に働くことができる環境を作るため、職場での事故や過労死の防止、メンタルヘルスの確保、病気の治療と仕事の両立支援などに取り組んでいます。

労災保険制度の運営

労災保険は、工作中や通勤中の労働災害に遭った場合や、仕事のストレスが原因で精神障害になった場合などに、必要な補償を行っています。

政策紹介

01 「働き方改革」による
長時間労働の是正に向けて

平成30年の通常国会で働き方改革関連法が成立し、70年ぶりの労働基準法の大改正が実現しました。

働き方改革は、働く方々にとっては、ワークライフバランスの向上につながるものであるとともに、企業にとっても、働きやすく、魅力的な職場環境づくりは生産性の向上や将来の人材確保につながるものです。

時間外労働の上限規制などの労働時間に関する規定は、2019年4月から施行されます(中小企業は2020年4月施行)。



働き方改革の重要性を全国の中小企業にご理解いただき、法律の内容を守っていただくため、相談窓口などでの支援や説明会の開催、助成制度など様々な支援策を講じ、丁寧な周知に取り組んでいます。

02 働く方の労働条件を現場で守る

働く際の賃金や労働時間などの労働条件は、労働基準法などの法令で定められています。こうした法令が企業の現場で遵守されるために重要な役割を担っているのが「労働基準監督官」です。

労働基準監督官は、企業を訪問して、法令の趣旨や内容を事業主にご理解いただき、遵守していただくよう丁寧に説明し、労働基準関係法令違反に対しては速やかな改善を指導しています。さらに、重大又は悪質な事案については、刑事事件として捜査し、検察庁に送検するなどの対応を行っています。

これらの取組により、法令に定められた労働条件が守られ、働く方が安心して暮らせる社会を実現していきます。



▲労働基準監督署の窓口

03 ゼロ災(労働災害ゼロ)の
社会をつくる

職場におけるケガの発生件数は、年間12万人を超え、命を落とされる方は、1,000人に迫るなど、再び増加傾向にあります。

長時間労働などによる「過労死」や「メンタルヘルス不調」、有害な物質による「職業がん」など、働く現場の安全と健康に関する課題は現場の数だけ無数にあります。このような労働災害を防ぎ、働く方の安全と健康を守るため、高齢化、科学技術の進展やサービス産業化に対応した施策に取り組んでいます。



▲働く現場における機械の検査

Hot Topics

副業・兼業の促進

「一つの企業にとらわれずに自分の能力を幅広く発揮したい」、「スキルアップを図りたい」といった働く方のニーズに応えるため、副業・兼業ができる環境の整備に取り組んでいます。働く方や企業の留意点をまとめたガイドラインの策定や、モデル就業規則(企業が就業規則を作成する際の参考として示しているひな型)の改定を行い、周知啓発を行っています。

病気の治療と仕事の両立支援

高齢化を背景に、病気を抱えながら働く方が増えることが見込まれます。こうした中で、病気を治療しながら働き続けられる社会を目指して、企業の意識改革や、企業と医療機関等の関係者の連携推進など両立支援体制の整備等に取り組んでいます。



職業安定局

Employment Security Bureau

自分らしく「働く」を実現する

Our Mission

雇用のセーフティネットとして、全国500箇所以上のハローワークを通じて、①全国ネットワークを活用した職業紹介、②失業時の所得保障を行う雇用保険制度、③「働き方改革」に向けた雇用対策を一体的に実施することで、働く方一人ひとりが自分の未来を自ら創っていくことができる、意欲ある方々に多様なチャンスを生み出す社会を実現します。

部局の所掌分野

全国規模の職業紹介

ハローワークにおいて、求職者と求人者双方に対するきめ細かな職業相談・職業紹介等を行うことにより、そのマッチングを図っています。

雇用保険制度の運営

生活・雇用の安定と就職促進のため、失業された方や育児・介護休業を取得された方、教育訓練を受けられる方等に失業等給付を支給しています。

雇用対策の立案

完全失業率、有効求人倍率等の雇用指標の動向を分析し、雇用情勢の変動に対応し、随時、機動的に雇用対策を立案・実施しています。

多様な人材の活躍促進

高齢者や障害のある方など、就労に当たって何らかの困難がある方を支援するとともに、外国人材を受け入れる環境を整備することで、多様な人材の活躍を促進しています。

労働市場のルールづくり

民間企業等の力を活かしつつ、求職者と求人者のマッチングを適切・円滑に進めるため、労働者派遣、職業紹介に関するルールづくりを行っています。

政策紹介

01 人手不足対策を推進する

雇用情勢が着実に改善する中、求人が求職を大幅に上回って推移しており、特に中小企業等で人手不足が深刻になっています。

企業の人材確保を支援するため、福祉・建設等の人手不足分野を対象に、求人充足に向けたコンサルティングや求職者へのきめ細かな就職支援を実施する人材確保対策コーナーを主要なハローワークに設置し、マッチング支援を重点的に進めています。

また、企業による労働者の職場定着に向けた取組を後押しするため、雇用管理の改善や、生産性向上の取組を行った場合に助成金を支給するなどの支援をしています。



▲職業相談の様子

02 外国人材の受入れに向けて

中小企業等をはじめとした人手不足が深刻になっていることから、国内人材確保や生産性向上のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるため、2019年4月より、新たな在留資格が創設されました。

外国人がその有する能力を有効に発揮できる環境を整備するため、厚生労働省としては、ハローワークにおいて、外国人労働者を雇用する企業が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項をまとめた「外国人雇用管理指針」に基づき、適正な雇用管理のための助言・指導等を行っています。



03 生涯現役社会の実現に向けて

人口減少が進む中、高齢者が培ってきた経験や知識を活かし、意欲に応じて年齢にかかわらず働ける社会を実現することが重要です。

このため、企業に対し、希望者全員の65歳までの雇用確保措置を義務づけています。また、65歳を超えた継続雇用延長や定年延長等を行う企業への助成金の支給や、ハローワークの生涯現役支援窓口等を通じた高齢求職者への支援、シルバー人材センターにおける多様な就業機会の確保などに取り組んでいます。



▲ハローワーク郡山根本厚生労働大臣視察

Hot Topics

雇用情勢の改善

完全失業率はバブル期以前と同程度の低水準で推移しており、有効求人倍率は高度経済成長期と同程度の高水準となっています。

また、すべての都道府県で有効求人倍率が1倍を上回り、正社員の有効求人倍率も1倍を超えて推移しています。このように雇用情勢は着実に改善しています。

障害者雇用の促進

障害のある方が生き生きと活躍する職場づくりは、全ての人が働きやすい職場の実現に繋がります。

就職を希望する障害のある方に対するハローワークを中心とした関係機関によるチーム支援や、障害のある方や企業に対するジョブコーチ(職場適応援助者)による障害特性に応じた支援など、就職準備段階から職場定着まで一貫した支援体制の整備を行っています。



▲「精神・発達障害者しごとサポーター」ロゴマーク

雇用環境・均等局

Employment Environment and
Equal Employment Bureau誰もが活躍できる
多様な雇用環境を
つくる

Our Mission

働く人も働き方も多様化が進んでいます。誰もが活躍できる職場環境の整備、パートタイムや有期などの非正規雇用で働く方の雇用環境改善、仕事と子育てや介護との両立、テレワークなどの柔軟な働き方の推進、豊かで安定した勤労者生活の実現に向けた取組など、誰もが活躍できる多様な雇用環境の推進に取り組んでいます。

部局の所掌分野

誰もが活躍できる職場環境の整備

女性の活躍の推進、職場でのハラスメント防止対策等を通じて、誰もが能力を発揮できる職場環境づくりを推進しています。

多様な働き方の雇用環境改善

パートタイムや有期などの非正規雇用で働く方の待遇改善に取り組んでいます。

仕事と生活の両立支援

育児・介護休業や様々な休暇の取得促進を通じて、仕事と生活を両立しやすい環境づくりに取り組んでいます。

柔軟な働き方の推進

時間や場所を有効に活用できるテレワークの普及促進や適切な実施に向けた取組を進めています。

豊かで安定した勤労者生活の実現

中小企業の退職金の充実、勤労者の財産形成促進など勤労者の福利厚生の実現により、豊かで安定した勤労者生活の実現を図っています。

政策紹介

01 女性の活躍を推進する

女性の就業者はこの6年間で約288万人増加しましたが、子育て世代の女性の就業率や女性の管理職比率は諸外国と比べてまだ低い水準となっています。

このため、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定や女性活躍に関する情報公表などの企業における取組の強化、認定制度(えるぼし)の普及など、女性の活躍を更に推進するための法改正を目指しています。

また、セクシュアルハラスメントや、妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメントの防止対策を推進しています。



▲女性の活躍推進企業データベース(<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>): 女性管理職の割合や平均勤続年数など、企業が自ら公表している女性の活躍状況に関するデータが見られます。

02 「同一労働同一賃金」の実現に向けて

政府は、一億総活躍社会の実現に向けて「働き方改革」を推進しています。その大きな柱の一つとして位置付けられている施策が「同一労働同一賃金」の実現です。全雇用者の約4割を占める非正規雇用で働く方と正規雇用で働く方との不合理な待遇差を禁止し、非正規雇用で働く方の待遇改善を目指しています。

これにより、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を選択できるようにします。



03 仕事と生活の両立を支援する

第1子出産前後で約5割の女性が退職する一方で、男性の育児休業取得率は約5%と依然として低水準にとどまっています。

男女がともに仕事と子育てや介護との両立がしやすく、安心して働き続けられる環境を整備するため、育児・介護休業制度や短時間勤務制度等の利用促進のほか、企業への普及啓発・支援等を行っています。

また、少子化への対策のため、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定等の支援や認定制度(くるみん)の普及促進を図っています。

さらに、従業員の働き方・休み方の改善についての事例紹介などを行い、年次有給休暇等の休暇を取得しやすい環境づくりを進めています。



Hot Topics

職場のパワーハラスメント対策の強化

職場の「いじめ・嫌がらせ」に関する都道府県労働局への相談は7万2千件(平成29年度)、6年連続で全ての相談の中でトップになっています。

このため、職場のパワーハラスメント対策を抜本的に強化することが社会的に求められている中で、企業にパワーハラスメント防止の措置を義務付けるなどの法改正を目指しています。



テレワーク

テレワークとは、ICT(情報通信技術)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。テレワークは、仕事と子育てや介護との両立手段となり、ワーク・ライフ・バランスの実現に資するとともに、多様な人材の能力発揮が可能になります。

厚生労働省では、企業に対してその導入支援等を行うとともに、委託を受けて自営的にテレワークで働く人の就業環境整備を図っています。



▲次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく認定マーク

子育て世代を応援し、 子どもたちの 笑顔を守る

Our Mission

少子化の進展は、我が国の社会経済の根幹を揺るがしかねない危機的な状況です。少子化を克服するためにも、子どもを産みたい、育てたいと願う誰もが、安心して子育てできる社会を実現しなければなりません。また、生まれた状況や育った環境に関わらず、全ての子どもの心身の健やかな成長が保障されなければなりません。日本の将来を担い、未来をつくる子どもたちのために、全ての子育て世代を応援し、子どもたちの笑顔を守ります。

部局の所掌分野

子育て支援サービスの充実

保育園や放課後児童クラブ、地域の子育て相談拠点などの整備とともに、保育士等の人材育成・確保、質の向上に取り組んでいます。

児童虐待防止と社会的養育

児童虐待の予防から早期発見、保護等の対応とともに、家庭で子育てが困難な場合の里親や児童養護施設での養育などに総合的に取り組んでいます。

ひとり親家庭への総合的な支援

親の資格取得等の就業支援や児童扶養手当などの経済的支援、子どもの学習支援、子育て・生活支援など、ひとり親家庭の自立支援に総合的に取り組んでいます。

母子の健康づくりの推進

妊婦・乳幼児・産婦健診や産後ケアなどの母子保健の推進や不妊治療への助成など、妊娠・出産・子育て期にわたる母子の心身の健康確保に取り組んでいます。



健やか親子21

少子化総合対策の企画立案

希望出生率1.8の実現に向け、少子化の要因分析とともに、仕事との両立支援等の施策も含め、将来を展望した新たな少子化対策の企画立案に取り組んでいます。

政策紹介

01 子育てと仕事の両立支援に向け、 待機児童解消に取り組む

待機児童対策は我が国の最重要課題の1つです。女性活躍が進む中、先進国と同水準の女性の就業率8割に対応できるよう、「子育て安心プラン」を掲げ、2020年度末までに32万人の保育の受け皿確保に取り組み、待機児童の解消を目指します。

また、「小1の壁」と言われる放課後児童クラブの待機児童も、「新・放課後子ども総合プラン」を掲げ、2021年度までに25万人、2023年度までに計30万人の受け皿確保に取り組み、その解消を目指します。

これらの受け皿確保には、これらを支える人材確保も不可欠です。働く方々への処遇改善などにも併せて取り組んでいます。

これらの施策を総合的に実施し、誰もが働きながら安心して子育てできる社会の実現に取り組んでいます。



放課後児童クラブを視察する
大口厚生労働副大臣、
新谷厚生労働大臣政務官

02 児童虐待防止対策を 抜本的に強化する

将来を担う子どもへの虐待はあってはなりません。その相談件数は年々増加、命が奪われる痛ましい事件も後を絶ちません。

平成30年7月、命を守ることを何より第一に据え、「緊急総合対策」をとりまとめました。安全確認など子どもを守るルールの徹底や児童相談所の体制の抜本強化等を決定し、同年末に児童相談所の児童福祉司(平成29年度末3,240人)を2022年度までに約2,000人増員するなどの児童相談所や市町村の体制強化を盛り込んだ「新プラン」を決定しました。今後、児童相談所の更なる体制強化や専門性確保のための法改正も検討しています。

全ての子どもが、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた場合の自立支援までの切れ目ない支援を受けられる体制を構築し、子どもの命を守る社会づくりに全力で取り組んでいます。



03 全ての子どもの 健やかな成長等を保障する

我が国には、保護者がいない、または虐待を受けたなど、様々な事情によって家族と暮らせない子どもたちが約4万5千人います。そしてその多くは、児童養護施設等で集団生活を送っています。

こうした子どもたちが、大人との愛着関係のもと、自己肯定感を育み、他者との信頼関係を構築する力を身につけていくためには、できる限り温かい家庭的環境を提供することが必要です。

このため、施設について、小規模・地域分散化などを通じた質の向上を図っているほか、子どもを自分の家庭に受け入れて養育する「里親」について、受け皿の確保と支援体制の構築を進めています。

全ての子どもの最善の利益のために、社会全体で子どもを育む社会的養育に取り組んでいます。



Hot Topics

幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、すべての子どもたちにその機会を保障する必要があります。2019年10月から消費税財源を活用して、それらの無償化を実施します。子育て世代を応援し、子育てにかかる経済的負担を社会全体で分かち合うことで、子どもを産み、育てやすい社会へと大きく転換していきます。

子育て世代包括支援センター

妊娠、出産から子育て期の悩み・不安を担当部署や施設が変わることなく、ワンストップで相談できたら、との課題を解決するのが、子育て世代包括支援センターです。保健師等が妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対し、医療、保健、福祉などの幅広い分野の支援を一体的に提供するための調整役として対応しています。2020年度までの全国展開に向けて設置の支援に取り組んでいます。



▲マタニティマークを通じた妊産婦にやさしい環境づくりを推進しています

社会・援護局

Social Welfare and
War Victims' Relief Bureau

地域共生社会を 実現する

Our Mission

社会福祉法人制度や福祉に携わる人材の確保による福祉の基盤整備、生活に困窮している方や障害のある方に対する支援、自殺対策や地域福祉の構築など、幅広く社会福祉を推進するとともに、戦没者の慰霊とご遺族に対する援護などに取り組んでいます。

部局の所掌分野

地域福祉の推進

様々な生活課題の解決に向けて、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしや生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて包括的な支援体制の整備を進めています。



生活に困窮する方への支援

生活保護制度により、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。生活保護に至る前の段階で生活に困窮している方には、生活困窮者自立支援制度により、仕事や家計、住まい等生活全体を考えた包括的な支援を行います。この重層的なセーフティネットにより、一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう支援しています。

社会福祉の基盤整備

福祉サービスの提供を担う「社会福祉法人」の経営組織のガバナンス・財務規律の強化や、外国人を含めた福祉・介護人材の確保・養成を通じて、今後の高齢化社会を担う福祉サービスの提供体制を確保します。

自殺対策の推進

近年自殺者数は減っていますが、依然として年間2万人を数えます。自殺は追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であるとの考えの下、自殺の防止に取り組んでいます。

障害者施策の充実

障害のある方が地域で生き生きと暮らせる社会の実現を目指します。自宅での介護や就労の支援等の障害福祉サービス、精神医療の提供を推進しています。

戦没者の慰霊やご遺族等の援護

戦没者の遺骨収集や慰霊巡拝等の慰霊事業、戦没者のご遺族や戦傷病者の方に対する年金等の支給、中国残留邦人の方等に対する支援等に取り組んでいます。

政策紹介

01 地域共生社会の実現に向けて

人口減少、家族や地域社会の変容などによって様々な課題が生じています。「介護と育児」「ひきこもりと生活困窮」など、個人や世帯が抱える問題も複合化していく中で、ワンストップの相談窓口の設置やボランティア組織を中心とした課題解決の仕組みなど、高齢・障害、子どもといった制度分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を越えた創意工夫ある地域の取組が芽を出しはじめています。

このような取組を支援し、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるよう、「地域共生社会」の実現を目指します。



▲「地域共生アワード」(地域共生のモデル事業を実施する自治体の取組を表彰)の様相

02 障害者の地域生活を支援する

障害があっても、自ら望む生活を送ることができるよう、障害者の地域生活を支援しています。厚生労働省ではこれまで、自宅での介護や就労の支援等を行う障害福祉サービスを充実させてきており、過去10年間で障害福祉サービスの利用者数や給付費は倍増しています。

こうした状況の中で、障害福祉人材の確保は重要な課題であり、そのための処遇改善に取り組んでいます。

また、ギャンブルや薬物などの依存症対策をさらに推進するなど、多様化する障害に合わせた新しい取組も行っています。

障害者が地域で生き生きと暮らしていけるよう、引き続き様々な施策の充実に取り組んでいきます。



▲障害のある方をサポートする身体障害者補助犬

03 戦没者の遺骨収集や追悼式の実施

先の大戦では約310万人の方が亡くなりました。そのうち海外(沖縄及び硫黄島を含む)における戦没者は約240万人に及び、まだ約110万人のご遺骨がふるさとへの帰還を果たせていません。遺骨収集は国の責務であり、可能な限り多くのご遺骨を収容し、ご遺族に返還できるよう、取り組んでいます。

また、毎年8月15日に、戦没者を追悼し、平和を祈念するため、天皇皇后両陛下ご臨席の下、日本武道館にて全国戦没者追悼式を行っています。現在、私たちが享受している平和と繁栄は、尊い犠牲の上に築かれたものであることを忘れてはなりません。



Hot Topics

成年後見制度の利用促進

今後、認知症高齢者の増加が見込まれる中で、本人の意思決定を支援し、「地域共生社会」を実現するために、成年後見制度の果たす役割はますます重要になります。

平成30年度からは、厚生労働省が成年後見制度の利用促進を所管することになりました。

現在、2021年度までを期間とする「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見利用の中核機関の整備や、市町村計画の策定を推進し、成年後見制度の利用を促進しています。

障害者の芸術文化活動

障害のある方が個性を発揮し、社会参加の促進につながる芸術文化活動が目まぐるしく注目されています。平成30年には、障害のある方の芸術文化活動の推進に関する施策の充実を図るための法律が公布・施行されました。

毎年、全国障害者芸術・文化祭を開催するほか、芸術文化活動を行う障害のある方の相談支援などの取組を通じて、障害者の文化芸術活動を推進しています。



▲障害のある方も一緒に行うダンスパフォーマンス(第18回全国障害者芸術・文化祭おいた大会)

老健局

Health and Welfare Bureau
for the Elderly住み慣れた地域での
自分らしい暮らしを
支える

Our Mission

世界に類を見ない超高齢社会を迎えている我が国において、介護が必要な高齢者やその家族を支え、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる社会を目指して、介護保険制度をはじめとする高齢者福祉・介護施策を推進しています。

部局の所掌分野

介護保険制度の運営

介護が必要となった高齢者に、ホームヘルパーなどの在宅サービスや特別養護老人ホームなどの施設サービスなど、多様なサービスを多様なニーズに合わせて提供する仕組みを運営しています。特に、医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制を「地域包括ケアシステム」といい、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、地域ごとの創意工夫を基に構築を進めています。

介護報酬の決定

介護サービス提供の対価として受け取る介護報酬の「価格」を決め、サービスの安定供給と質の高いサービス提供体制づくりを進めます。

保険者(市町村)との連携

介護保険は市町村を保険者とする地域保険であり、市町村と都道府県は3年ごとに、保険料やサービスの整備量を定める計画を策定しています。厚生労働省は、計画の基本となる指針を策定し、連携・支援しています。

介護予防の推進

高齢者が、できる限り要介護状態にならない又は重度化を防止するために、市町村ごとに介護予防の取組を進めており、先進事例のノウハウを見える化・共有化して、介護予防・自立支援の取組を進めています。

高齢者虐待の防止

高齢者が安心して暮らし続けるには高齢者の尊厳が保たれてこそ。そのためには虐待はあってはならないことであり、未然の防止、早期発見と迅速な対応に向けて、先進事例の共有や研修など、虐待防止の取組を進めています。

政策紹介

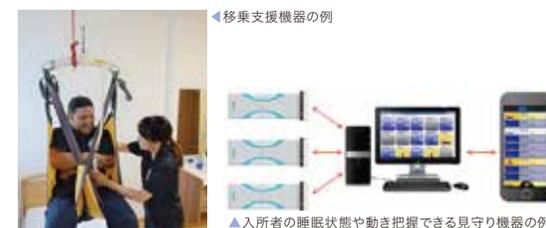
01 介護現場の革新に向けて

高齢化の進展＝介護ニーズの増加に対して、地域包括ケアシステムの構築を進めながら、2040年に向けて現役世代人口が急減していく＝労働力の制約が強まるという新たな重要課題に対応する必要があります。

そのためには、継続的な処遇の改善によって介護人材の確保に最大限の努力をしつつ、介護現場の負担を軽減、業務を効率化しながら、専門性を発揮し、サービスの質の維持・向上を図っていくことが不可欠となります。

前者については、介護報酬の改定により、2019年10月から、リーダー級の職員を中心に更なる給与増を進めることにしています。

後者については、①業務フローと分担の見直し、②精神的・身体的負担や記録業務の効率化に向けた介護ロボットやICTの導入・活用の支援、③元気



な高齢者など、地域の多様な人材の活躍などを柱に、パイロット事業などを展開、介護現場と一体となった取組を進めています。

02 介護予防と地域づくりに向けて

現役世代人口が急減する中でも、社会の活力の維持・向上は欠かせません。介護保険制度では、介護サービスのほか、介護予防・日常生活の支援を進めており、高齢者が、できる限り要介護状態にならない又は重度化を防止することで、より長く自立した日常生活を送り続けることができるよう、介護予防の取組を進めています。

市町村ごとに、地域の実情に応じて、地域住民が主体となった通いの場づくりを進めるなど、多様な取組を行っており、健康づくりのみを目指すのではなく、社会参加、活動といった地域との繋がりを保ちながら生活を守る仕掛けによって、制度をきっかけにした地域づくりを進めていく仕組みを後押ししています。



03 認知症国家戦略の推進に向けて

認知症は誰もが関わる可能性がある身近な病気です。我が国では、既に高齢者の4人に1人が認知症又はその予備群とされ、2025年には約700万人が認知症になると予想されています。国際的にも非常に関心の高い分野であり、多くの国で国家戦略を策定、施策を推進しています。

我が国では、平成27年に、認知症施策推進総合戦略「新オレンジプラン」を策定、取組を進めてきましたが、平成30年12月にさらに踏み込んだ施策を政府一丸となって進めていくため、認知症施策推進閣僚会議を設置しました。認知症の方やその家族を支援する「認知症サポーター」や「認知症カフェ」の増加など、認知症バリアフリーに向けた「共生」の取組と、自治体、研究者、民間企業等とも連携しながら、

研究や実証を進める「予防」の取組を柱に、認知症の方やその家族が暮らしやすい環境の整備に向け分野横断的な取組を進めていくことにしています。



▲認知症サポーターキャラバンのマスコット「ロバ隊長」

Hot Topics

介護離職ゼロを目指して

アベノミクスの新・3本の矢の一つである「介護離職ゼロ」を目指して、介護の受け皿約50万人分の整備を進めるとともに、介護人材の確保に総合的に取り組んでいます。特に、2019年10月からの介護報酬改定では、介護職種と他の産業との賃金格差をなくしていくため、公費1,000億円程度を投じ、介護職員の更なる処遇改善を進め、介護職員の確保に向けて取り組んでいます。



世界の中での日本の介護保険

世界でも例のない超高齢社会をどのように克服するのか、その際に介護保険制度がどのような機能を有し、どのような役割を担うのか、世界各国から非常に注目されています。

来日した要人・研究者に対して、直接、日本の介護保険制度を紹介するほか、日中韓高齢化セミナーや日独少子高齢化シンポジウムなどの国際会議の場を通じて、日本の経験や今後の取組について紹介しています。



保険局

Health Insurance Bureau

医療保険制度の未来を切り拓く

Our Mission

国民皆保険体制の実現から、早60年。医療保険制度は国民にとって、身近な、当たり前存在するものとして定着しています。医療が必要な状況に陥るといふ誰もが直面しうるリスクを、国民全体で分かち合い、医療の安心を実現する国民皆保険の基本哲学は普遍的なものです。この基本哲学を将来にわたって持続可能なものにするため、国民の医療に対するニーズと費用負担のバランスを維持していくこと、これが私たちの使命です。

部局の所掌分野

健康保険

民間企業の勤労者とその家族を対象とした健康保険制度の企画立案等を行っています。

国民健康保険

自営業の方や農業を営む方など、健康保険に加入していない方を対象とした国民健康保険制度の企画立案等を行っています。

高齢者医療制度

75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度の企画立案等を行っています。

診療報酬、医薬品等の価格設定

医療サービスの対価である診療報酬や医薬品等の価格を2年に1度改定するため、中央社会保険医療協議会を運営しています。

予防、健康づくり

生活習慣病の発症や疾患の重症化を防ぐための、医療ビッグデータ等を活用した予防・健康づくりの取組についての企画立案等を行っています。

医療保険制度に関する統計調査

健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の数理及び統計に関することを行っています。

政策紹介

01 持続可能な医療保険制度を構築する

日本の医療保険制度は、①国民皆保険体制であること、②被用者保険と地域保険の二元体系であること、③医療機関の自由開業制かつ患者のフリーアクセスが保障されていること、に特徴があります。

この特徴を有しながら、保険証1枚で誰もが中・低度の負担で質の高い医療を受けることができる医療保険制度は、世界が注目しています。

しかしながら、近年、高齢化の進展や医療の高度化等により医療費の増大が進んでいます。世界に誇るべき特徴を堅持しつつ、こうした取り巻く環境の変化に対応することが保険局の「最重要ミッション」です。

02 生涯の健康を実現する

我が国の平均寿命は84.2歳、世界最高水準(平成28年WHOデータ)であり、すでに女性の半分以上の寿命が90歳を超えています。

今後、到来が予想される「人生100年時代」を見据え、平均寿命の高まりに併せて、健康寿命を高めていくこと、このためには、医療のあり方を「治療偏

重型」から「予防重視型」にシフトさせていくことが保険局の「新時代ミッション」です。

医療保険と介護保険のレセプトデータ等を全国規模で収集し、このビッグデータを分析し、質の高い保険医療サービスの提供に繋げる「データヘルス改革」、市町村を中心として地域で個人の医療・介護・健診データを一体的に分析し、個々の状態に応じた保健サービス(運動・口腔・栄養プログラム)を提供する「保健事業改革」などに取り組んでいます。

また、予防・健康づくりを日本全国で取り組む国民運動にするため、経済団体、医療団体、医療保険者などの民間組織や地方自治体、厚生労働省などが連携して取組を進める「日本健康会議」を発足し、様々な関係主体の取組の「見える化」や先進事例の「横展開」を進めています。



▲データヘルス・予防サービス見本市2018

03 診療報酬改定

診療報酬は、医療機関や薬局が保健医療サービスの対価として受け取る報酬であり、1点10円として全国一律に適用されています。診療報酬改定は基本的に2年に1度行われ、中央社会保険医療協議会での議論を踏まえて、厚生労働大臣が決定します。設定される診療報酬点数は、今求められている医療サービスの質や量の向上を後押しするものであり、サービスごとの診療報酬改定の議論は、まさに医療の方向性を決める議論となっています。



▲中央社会保険医療協議会からの答申を受ける新谷厚生労働大臣政務官(2019年2月)

Hot Topics

疾病の発症予防・重症化予防に向けて

保険者が行う予防・健康づくりとして、内臓脂肪の蓄積に着目した特定健診(メタボ健診)や人工透析の原疾患となる糖尿病性腎症の重症化予防を推進しており、厚生労働省としても好事例の収集や横展開を進めています。

医療保険制度の適正・効率的な運営のための制度改正

近年、健康寿命の延伸や予防・健康づくりの取組の充実、また、医療分野における情報化の推進による良質な医療の効率的な提供を図ることが求められています。こうした社会的要請に応えるため、2019年、健康保険法等の一部改正法案を国会に提出しました。

この法案は、保険者間での一元的な資格情報管理、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防の一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者認定要件の適正化などを主な柱としています。



▲西東京市にてフレイルチェックに参加する根本厚生労働大臣(2019年1月)

100年先まで続く 「世代間の支え合い」 を実現する

Our Mission

年金は老後生活の大きな柱です。急速に少子高齢化が進む中で、将来にわたって持続可能であり、かつ、国民が安心できる年金制度を確立していくとともに、日本年金機構と連携し、年金の円滑な給付等に取り組んでいます。

部局の所掌分野

公的年金

公的年金は、現役世代が支払った保険料をその時点の高齢者の年金給付に充てる「世代間の支え合い」の仕組みです。また、交通事故などで障害を負った場合や、一家の大黒柱が亡くなった場合には、ご本人や残されたご家族に年金が支給されます。

私的年金

私的年金は、公的年金と組み合わせることで、より豊かな老後生活を送れるよう、企業や個人の自主的な取組を支援する仕組みです。代表的なものとして、確定給付企業年金や確定拠出年金があります。

年金積立金の運用

約160兆円(平成29年度末現在)の年金積立金は将来の年金給付の大切な財源となります。この年金積立金の運用は、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)において、安全かつ効率的に行われています。

社会保障協定

グローバル化が進行する中、海外で働く日本人や海外から働きに来る外国人の方が増加しています。日本と外国の年金制度等の保険料の二重払い等を防ぐために、社会保障協定の締結を進めています。

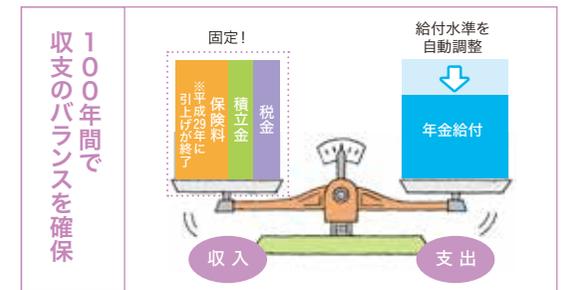
公的年金の運営

国民から信頼される年金制度の運営のために、年金の給付、記録の管理、保険料の徴収等の年金実務を日本年金機構と共に進めています。

政策紹介

01 「持続可能性」と「給付の十分性」の両立

公的年金は、国民の老後生活の大きな柱です。年金局では、急速に少子高齢化が進む中で、制度の「持続可能性」を向上させつつ、「給付の十分性」も確保するという難しい課題に取り組んでいます。平成16年には、将来、現役世代の保険料負担が過重なものになることが見込まれたことから大改革に取り組み、保険料引上げの上限を固定した上で、その財源の範囲内で給付水準を自動的に調整するという財政の新たな枠組みを導入しました。平成29年9月に、保険料の引上げは既に終了して上限に達しており、今後は、この財源の範囲内で、給付水準をいかに確保していくかという課題に取り組んでいます。



02 信頼される公的年金制度の運営

年金制度の安定的な運営と負担の公平を確保するため、日本年金機構と連携し、厚生年金保険の適用促進対策や国民年金の保険料収納対策を推進するとともに、年金記録の管理、適用、徴収、給付、相談等の各業務を正確、確実かつ迅速に行うよう取り組んでいます。また、パソコンやスマートフォンいつでも年金記録の確認等ができる「ねんきんネット」の普及推進等を通じて、国民に信頼される公的年金制度の運営に取り組んでいます。

業の規模に関わらず私的年金が利用できるよう、中小企業向けの支援策を講じています。これからも、国民一人ひとりの老後の生活設計のための自助努力を支援していきます。



03 一人ひとりの生活設計を支援

公的年金に上乗せして、老後の生活を支える制度として私的年金(企業年金・個人年金)があります。例えば、個人が任意で加入し、掛金額や運用方法を自ら選択できるiDeCo(個人型確定拠出年金)もその一つです。このiDeCoは掛金や運用益に税制優遇があるため、老後だけでなく現役時代もメリットを享受できるものですが、平成29年1月から基本的に誰でも加入できるようになり、平成30年8月末には加入者数が100万人を突破しました。また、企

Hot Topics

ねんきんネット

公的年金は老後の生活の基礎となる制度であり、年金記録の確認は将来設計を考える上で重要です。「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンで、最新の年金記録や将来受け取る年金の見込額が確認できるほか、学生納付特例申請書などの日本年金機構に提出する一部の届書の作成や、「年金振込通知書」などの各種通知書の確認・ダウンロードをすることができます。今後も、保険料納付状況等の記録確認のツールとして便利な「ねんきんネット」の周知・広報を進めていきます。



「年金の日」啓発ポスター

財政検証

年金制度は、人口、賃金、積立金の運用利回りといった社会経済環境の動向と密接に関わる制度です。直近の社会経済状況から概ね100年先を見通し、「将来、給付の財源が枯渇しないか」、「将来の年金水準は低くなりすぎないか」といった観点から、年金財政をチェックする仕組みを「財政検証」といいます。財政検証は少なくとも5年に1度実施し、その結果を公表することとしており、今回は、2019年に行うこととしています。



人材開発統括官

Director-General for Human Resources Development

「人づくり」を通じて 経済社会の発展を 実現する

Our Mission

働く自分をデザインし、技能や知識を身につける。職業能力の開発・向上に向けた支援を通じて、未来への挑戦にしっかり寄り添うことで、すべての人が持てる能力を存分に発揮し、いきいきと働くことのできる社会の実現を目指します。

部局の所掌分野

国や都道府県によるハロートレーニング (公的職業訓練)の実施

スキルを身に付けて再就職を目指す方、職場で更なるスキルアップを目指す方、障害のある方等を対象として、雇用のセーフティーネットとしての訓練機会を提供しています。

働く人の主体的なキャリア形成支援

将来のキャリア設計や職業能力証明のツールとして活用できるジョブ・カードの活用促進、キャリアプラン設計の相談・助言を行うキャリアコンサルティングの推進、労働者が受講した講座の費用の一部を助成する教育訓練給付等を通じて、個人の主体的なキャリア形成を支援しています。



▲ジョブ・カード制度総合サイト

企業による人材育成の支援

企業が従業員に対して実施した訓練費用等に対する助成(人材開発支援助成金)や、企業が独自に行う職業訓練を都道府県知事が認定する認定職業訓練制度を通じて、人材育成に力を入れる企業を支援しています。



▲助成金を活用して企業が行う訓練風景

政策紹介

01 ハロートレーニング(公的職業訓練)で 再就職やスキルアップを支援

離職中の方の再就職やスキルアップに向けて、都道府県、民間教育訓練機関等と連携し、地域や産業界の人材ニーズも踏まえながら、ものづくり分野や介護、IT等の分野で多様な職業訓練を実施しています。特に、国家資格の取得等による非正規雇用労働者等を安定した雇用につなげるための1~2年の長期の訓練コースや、子育て中の女性の再就職に向けた訓練コースの充実を図っています。

また、在職中の方々についても、仕事に必要な専門知識や技術の向上を図るための職業訓練を実施し、企業における生産性や技能・技術の向上を支援しています。



▲公的職業訓練の愛称「ハロートレーニング」とロゴマーク「ハロトレくん」



▲訓練風景

02 次代を担う若者の安定した 雇用に向けて

若年労働力人口が減少する中、次代を担う若者が安定した雇用につき、その能力を發揮できるよう、「新卒応援ハローワーク」や「わかものハローワーク」等においてきめ細かな就職支援を行っています。特に、キャリア形成のスタート時点である新卒時に適職を選択し、経験を積みながら職業能力を向上できるよう、若者雇用促進法により職場情報の提供等の仕組みを設けています。

また、いわゆるニートの状態にある若年無業者の職業的自立に向けて、「地域若者サポートステーション」において専門的な相談支援を行うほか、就職氷河期世代の方々への支援の充実を図っています。



▲若者の採用・育成に積極的な中小企業を「ユースエール認定企業」として認定



▲「若者雇用促進総合サイト」でマッチングを支援

03 職業能力の「見える化」の促進、 技能の振興

働く方は自らの能力を、企業は労働者に求める能力を分かりやすい形で示せるよう、職業能力の「ものさし」として能力評価制度を整備することが重要です。能力評価の仕組みの一つである技能検定試験は、機械加工、建築大工、ファイナンシャル・プランニング等の約130職種を整備しており、学生や若者が目標を持ってスキルの向上を図ることができるよう支援しています。

また、次世代のものづくりを担う若者が「技」の日本一を競い合う技能五輪全国大会の開催や、その道で第一人者と目されている技能者を表彰する「卓越した技能者(現代の名工)」表彰制度により、技能水準の向上や技能の振興を図っています。今後は2023年の技能五輪国際大会の日本・愛知県での開催に向けて、招致活動に全力で取り組むとともに、国内の技能尊重機運の醸成等を図っていきます。

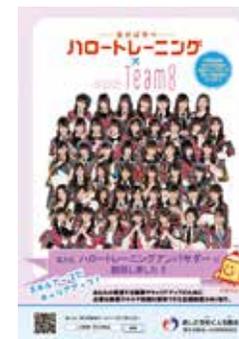


▲オランダの総会で開催地への立候補を表明する上野厚生労働大臣政務官

Hot Topics

リカレント教育の充実

少子高齢化や技術革新が進行する中で、誰もがいくつになっても学び直し(リカレント教育)の機会を得られる環境づくりが政府全体の大きなテーマとなっています。総理を議長とする「人生100年時代構想会議」において平成30年6月に取りまとめられた「人づくり革命基本構想」に基づき、厚生労働省では、教育訓練給付対象講座の拡充、企業に対する長期の教育訓練休暇制度の導入支援など、生涯を通じた能力開発・向上のための取組を強化してまいります。



▲人材開発施策の広報を担う「ハロトレアンバサダー」

外国人技能実習法の適正な運用確保

技能実習制度は、発展途上国の方々が日本の企業等で実習を受け、本国に帰って学んだ技能や知識を活かして活躍してもらうことを目的とした国際貢献のための仕組みです。しかしながら、一部にこの制度の趣旨を理解せず、不適正な受け入れが行われているとの指摘があったことを踏まえ、平成29年11月に新たな外国人技能実習法が施行されました。新制度では、監理団体の許可制や実習生ごとの技能実習計画の認定制の導入など、管理監督体制を強化しています。制度の適正な運用確保に努め、技能移転による発展途上国の人材育成に貢献してまいります。

政策統括官 (総合政策担当)

Director-General for
General Policy and Evaluation

社会保障・労働政策の グランドデザインと 将来像を描く

Our Mission

厚生労働省の政策のコントロールタワーとして、少子高齢化、技術革新など社会経済状況の変化を踏まえ、政策のグランドデザインや将来像を描きます。

政策紹介

01 全世代型社会保障の構築

人生100年時代を迎えようとする今、国民誰もが、より長く、元気に活躍でき、全ての世代が安心できる「全世代型社会保障」を構築します。改革を推進する司令塔として、政策のグランドデザインを描く役割を担っています。

これまで、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、消費税率引上げにより安定的な財源を確保しつつ、少子化対策、医療・介護、年金といった各分野の充実・安定化と重点化・効率化を同時に進める「社会保障と税の一体改革」に取り組んできました。

今後は、更に関を見据え、団塊ジュニア世代が高齢者となり、現役世代の減少が進む2040年頃に向け、更なる改革に取り組むべく、厚生労働省内に「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」を立ち上げ、部局横断的な検討を進めています。具体的には、「高齢者をはじめとした多様な就労・社会参加の環境整備」、「就労や社会参加の前提となる健康寿命の延



▲2040年を展望した社会保障・働き方改革本部にて

伸」、「労働力の制約が強まる中での医療・福祉サービスの改革による生産性の向上」の3つのアジェンダに取り組むとともに、社会保障の持続可能性を確保するため、これまで進めてきた「給付と負担の見直し」について引き続き検討を進めています。

02 新しい課題への対応

AIやIoTなどの新しい技術が雇用や働き方に与える影響と対応について、学識者や専門家とともに議論を進めています。

また、企業の働き方や採用状況に関する情報などの職場情報を検索・比較できる職場情報総合サイト「しよくばらば」を立ち上げ、規制だけでなく「見える化」の手法を使った働き方改革を進めています。



しよくばらば

統計データや企業の取組事例により、我が国の労働経済をめぐる現状や課題を発信することで、労使の話し合いをより一層深めること等を目的とし、毎年「労働経済白書」を公表しています。平成30年版白書では、「働き方の多様化に応じた人材育成の在り方」をテーマとして分析に取り組み、昭和24年に初めて公表した初版から数えて70冊目の公表を迎えました。

社会保障の分野では、生活習慣病予防や引きこもり支援といった複雑かつ多様な社会的課題を解決する新たな手法として、社会的インパクトに対する投資(SIB)が注目されています。SIBでは、事業者は市民をはじめ様々な民間主体から寄付や出資を受け、社会的事業に取り組みます。こうした民間の人材や資金を呼び込むことは重要であり、厚生労働省としても保健福祉分野でのSIBの活用に向けた課題の検討を行っています。

03 政府横断的な政策課題への対応

「一億総活躍」「働き方改革」「人づくり革命」「全世代型社会保障改革」などの政府の最重要課題において、社会保障・労働分野の政策は重要な位置を占めており、厚生労働省の政策リソースを日本全体の課題解決にどのように活かせるかを考え、政策を動かしています。

社会保障・労働政策は地方行政や経済産業政策

など、厚生労働行政以外の分野にも関わることから、関係する取組を行う他府省庁とも連携し、更に進展する少子高齢化社会における課題について、様々な観点から政策を検討しています。また、国会議員や民間有識者とともに議論を進めながら、国民目線に立った厚生労働分野の情報提供や行政手続の見直しを進めるなど、厚生労働省の枠にとどまらない幅広い視点から政策を考えるべく、省外との連絡調整や省内の統括を行う役割を担っています。

このほか、厚生労働行政における規制改革、国家戦略特区、地方分権、地方創生、税制改正などの取組を進めています。



働き方改革フォローアップ会議にて

Hot Topics

外国人材と社会保障

今後、日本に在留する外国人の増加が見込まれ、政府全体で外国人との共生社会の実現を目指すこととなります。外国人が日本で安心して就労・生活するにあたっての社会保障分野の課題について、制度横断的な視点から検討し、関係部局と連携して必要な施策を行います。

平成30年12月に関係閣僚会議で決定された「外国人材の受入れ・共生のため総合的対応策」においては、法務省と連携した社会保険の加入促進、医療機関における外国人患者の受入れ体制の整備、医療保険の適正な利用の確保などの施策が盛り込まれました。

技術革新が労働に与える影響

AI、IoT、ビッグデータ及びロボットといった技術革新の雇用・労働への影響は各国で議論され、これらの技術革新による失業が生じる可能性も指摘されています。一方、AI等の新技術を普及させることで、働く方全ての活躍を促し、生産性の向上を図ることも求められる中、我が国においても、こうした働き方を取

り巻く新たな課題について、中長期的な視点で検討を進めていく必要があります。

このため、労働政策審議会において、AIの専門家や法律実務の専門家等とともに、具体的な実態把握と議論を進めています。

政策統括官 (統計・情報政策、 政策評価担当)

Director-General for
Statistics and Information Policy
and Policy Evaluation

データやICTに基づき、
ひと、くらし、
みらいを支える

大臣官房 厚生科学課

Minister's Secretariat
Health Science Division

科学技術推進 と危機管理の舵を取る

Our Mission

近年のめまぐるしい情報化の進展に伴って、データやICTに基づく行政が非常に重要になっています。このため、人口動態・雇用・医療等に関する統計調査を実施するとともに、社会保障・労働政策における総合的な情報政策の企画・立案や、政策評価の実施を進めています。

部局の所掌分野

統計調査

厚生労働省の政策立案を支援するため、人口動態・雇用・医療等に関する統計調査の企画・実施・解析を行い、結果を提供しています。

情報政策

厚生労働行政における情報化の推進、情報セキュリティの確保、情報システムの整備など、総合的な情報政策の企画・立案・推進を行っています。

政策評価

厚生労働省における政策評価や独立行政法人に関する評価、「厚生労働白書」の作成・公表を行っています。

政策紹介

01 厚生労働行政を支える統計を整備する

証拠に基づく政策立案(EBPM, evidence-based policymaking)を推進するためには、実態把握をはじめとして、統計データ等の積極的な活用が必要不可欠です。厚生労働省では、人口動態や世帯、医療、社会福祉、労働者の雇用、賃金、労働時間に関する大規模な全国調査を実施するとともに、WHO(世界保健機関)やOECD(経済協力開発機構)等の国際機関と協力し、統計データの国際比較や国際統計分類の整備等にも取り組んでいます。

02 厚生労働分野におけるICT利活用・情報化の推進等に向けて

健康・医療・介護分野でのICTの活用は、少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸、社会保障制度の持続可能性の確保といった我が国の課題に対応するための

手段の1つです。厚生労働省では、データヘルス改革として、各制度で蓄積されたビッグデータの利活用や最先端技術の導入により国民がメリットを感じられるICTインフラの整備などの取組を進めています。

03 使いやすく安心・安全な情報システムを構築する

今日の行政においては、国民にとっての利便性の向上や迅速な情報提供、行政事務の効率化の観点から、ITの活用が必要不可欠となっています。

インターネット経由で各種申請等を行うためのシステムや国民に向けて情報発信を行っている厚生労働省ホームページの整備・運用を行うとともに、サイバー攻撃への的確かつ迅速な対策を講じることで、国民の情報を守り、安心・安全な行政サービスを維持・継続する取組を行っています。

Hot Topics

約30年ぶりのICD-11公表

WHOが国際疾病分類(ICD)第11回改訂版を平成30年6月に公表しました。ICDは、統計調査や医療機関での診療録の管理等において、体系的な医療情報を把握する際の基礎として重要な役割を果たしています。

厚生労働省も、多くの医学の専門

家・団体の多大なご協力の下、改訂作業に貢献しました。

厚生労働省の主催で、平成30年11月に「日・WHOフォーラム2018」が東京で開催され、WHO担当者や国内専門家・団体にICD-11開発の意義や今後の期待等を講演していただきました。



▲フォーラムの様子

Our Mission

現在、AI技術の急速な発展をはじめ、従来の延長線上にないイノベーションが起こっています。保健医療分野で世界に先駆けた科学技術を確立していくため、研究の推進や戦略策定を総括しています。また、近年は自然災害などが相次いでいます。国民の暮らしや健康を守るため、自然災害発生後の初動対応の調整、感染症や食中毒が発生した際の危機管理を行っています。

部局の所掌分野

科学研究の推進

科学的根拠に基づく政策立案を行うため、また、科学技術の向上を図るため、保健医療、福祉、薬事・食品衛生、労働安全衛生などの分野の研究を推進しています。

保健医療分野のイノベーション戦略の司令塔

日本発の革新的な医薬品・医療機器の創出、再生医療やゲノム医療など世界最先端の医療の実現を目指し、省内の司令塔としての役割を担っています。

健康危機管理・災害対策

地震・豪雨等の自然災害や重篤な感染症に対応するため、日頃から防災・減災対策や危機管理対策を進めるほか、発生時には省内の初動対応の調整を行っています。

政策紹介

01 AIによる画像診断支援

現在、様々な分野でAI(人工知能)の活用が進んでいます。保健医療分野でも、医療従事者の負担軽減、医療の均てん化、新たな診断・治療方法の創出等の効果が期待されています。

例えば画像認識はAIが得意とするところですが、厚生労働省では、研究班を立ち上げ、病理や内視鏡などの画像データを収集し、医師による「画像診断」を支援するAI開発に結び付けようとしています。

また、質の高いデータの継続的な入手、人材育成、個人情報を含むデータの取扱いなど、AIの利活用に向けては様々な課題があります。これらの課題を解決するため、多くの有識者や企業が参画する場を設け、議論を重ねています。

02 平成30年7月豪雨への対応

平成30年6月末から7月初旬にかけての記録的な大雨により、西日本を中心に甚大な被害がもたらされました。厚生労働省では、発災を受け、災害派遣医療チーム(DMAT)を被災地に派遣したほか、医療機関・避難所等への応急給水や、水道施設の応急復旧を行うための応援体制を支援しました。また、保健師などの専門職が避難所をくまなく巡回できるよう、全国の自治体等からの派遣を調整しました。

復旧・復興期にあたる現在では、医療施設や社会福祉施設、水道施設の復旧に取り組んだり、被災者の心のケアや見守り、相談支援に関する事業を実施しています。



Hot Topics

ゲノム医療

近年、病気の原因となる遺伝子変異を特定することで、個々人の体質や病状に適した(より効果が高く、副作用も少ない)治療薬を選択するといったことも可能となってきました。

例えば、がんは、ヒトの遺伝子が何らかの原因で傷つくことにより発生しますが、同じ「肺がん」という病気でも、原因となる遺伝子変異は様々であることが知られて

います。このように、ゲノム情報を解析して治療に利用する「ゲノム医療」について、その実現や普及を目指しています。

大臣官房
国際課Minister's Secretariat
International Affairs Division日本の強みで
国際社会に貢献するOur
Mission

国際社会の相互依存が強まる中、我が国は、国際社会の一員として、国際社会の平和と繁栄に貢献することが求められています。特に、日本の高齢化は世界に先駆けて進んでおり、日本の社会システムは世界の注目を集めています。国際課は、厚生労働省の強みを活かし、国際機関や諸外国と連携しながら、国際的な課題の解決に貢献しています。

部局の
所掌分野

国際機関への参画

WHO（世界保健機関）、ILO（国際労働機関）、OECD（経済協力開発機構）などに参画し、国際的な課題や政策の在り方に関する議論に貢献しています。

開発途上国の支援

開発途上国における人材の育成や制度の構築等を支援するため、職員の派遣、研修の実施、国際機関による支援事業への資金拠出等を行っています。

経済連携の推進

EPA（経済連携協定）や二国間対話の枠組みを通じ、医薬品・医療機器分野、食品衛生分野、労働分野等の経済連携・二国間協力を推進しています。

政策協調の推進

G7、G20、ASEAN+3（ASEANと日中韓）などの枠組みを通じて、諸外国との政策協調を推進するほか、我が国の政策に関する知見を世界に広めています。

国際広報・情報収集

各国の在京大使館との連携や英語版HPの運営を通じ、我が国の情報を海外に発信しています。海外の制度に関する情報収集も行っています。

政策紹介

01 国際保健の推進

我が国の国際協力は、幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する「人間の安全保障」を基本方針としており、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）*の達成を主要な政策目標としています。国民皆保険を達成している日本は、その知見の還元やWHOを通じた支援事業の実施により、国際社会で主導的な役割を果たしています。

また、国際的に脅威となる感染症や開発途上国では未だ問題である熱帯病について、国際的なパートナーシップへの参加を通じて、医薬品開発の促進に取り組んでいます。

※ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ：全ての人が生涯を通じて必要なときに基礎的な保健サービスを負担可能な費用で受けられること。



▲第11回日中韓三国保健大臣会合において、中国・韓国の大員と握手を交わす根本厚生労働大臣（中央）

02 アジア地域の労働環境の改善

開発途上国における労働環境の改善は、社会正義の実現につながるだけでなく、これらの国の質の高い成長を取り込むことにより、我が国の経済の発展にも寄与するものです。厚生労働省では、ILOを通じ、アジア地域における労働者保護制度の構築を支援しています。具体的には、労働安全衛生水準の向上、人材育成の推進、児童労働の撲滅などを目的とする支援事業を実施しています。これにより、アジア地域の持続可能な成長に貢献するとともに、二国間関係の改善を通じ、日系企業の海外市場への参入機会の拡大が期待されています。



▲技術協力に関しILOと今後の方針を協議する様子

Hot Topics

G20大臣会合を日本で開催

2019年、日本で初めてG20サミットが開催されます。世界経済の成長と地球規模課題の解決のため、議長国として議論を牽引します。厚生労働省は、保健大臣会合と労働雇用大臣会合を開催し、サミットでの議論を具体化します。保健大臣会合ではUHCや高齢化などについて、労働雇用大臣会合では「仕事の未来」について、それぞれ議論を深めます。



EPAを通じたルール形成

平成30年末から2019年初旬にかけて、TPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：CPTPP）や日EU・EPAが発効しました。EPAには、海外の成長市場の活力を取り込み、日本経済の基盤を強化する効果があります。厚生労働省は、医薬品・医療機器や食品安全、労働などの様々な分野について、国際社会におけるルール作りに取り組んでいます。



▲TPP11協定署名式

総務課

厚生労働省の司令塔として、省内全体を見渡しなが、各部局の状況・業務の進捗を適切に把握し、あらゆる案件の総合調整を行っています。

また、国会や霞が関の各府省庁との連絡調整を行うほか、行政活動の根拠となる法令等が省の施策内容と整合的なものになっているか、法令のルールが守られているかなどを審査しています。



人事課

個々の職員のキャリアパスの希望や家庭環境等を踏まえた人事管理を行い、職員が働きやすい環境を整えています。特に、職員のワーク・ライフ・バランス向上のため、「働き方改革・休み方改革」を推進しています。また、若手の頃から、保健所、福祉事務所、労働局等の現場における研修を実施する等、職員の能力の向上に努めています。

会計課

夏の概算要求と年末の予算編成に当たって、30兆円を上回る厚生労働省全体の予算のとりまとめを行っています。また、決算・会計の監査・公共調達・行政財産や庁舎の管理・職員の福利厚生などの業務を担っています。



▲厚生労働省5号館保育室「ふくろう」

地方課

地域における厚生・労働行政の第一線機関として、地方厚生（支）局・都道府県労働局が十分にその能力を発揮することができるよう、総合的な監督や人事・予算面でのサポートなどを行っています。



厚生労働省



厚生労働省			
31,819人			
内部部局	施設等機関	地方支分部局	外局
3,760人	5,463人	22,496人	100人

ひと、くらし、 みらいのために

現在だけでなく「未来」にわたって、
この国に生きる「人」とその「暮らし」のために。
厚生労働省はこれからも、職員が一丸となり、
国民にとってあるべき厚生労働行政を
推進していきます。



〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎第5号館
TEL.03-5253-1111(代表)
<http://www.mhlw.go.jp/>

